## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人鈴木喜太郎提出の控訴趣意書に記載された通りであるからこれを引用し、右に対し当裁判所は左の如く判断する。

〈要旨〉よつて按ずるに、被告人が特定の日時場所で、一人の特定人に一回に各内容の異るわいせつフィルム数本を〈/要旨〉販売した場合に、検察官は、その数本全部 の販売事実を起訴することも又一回に販売した数本のうちの一本乃至数本の販売事 実を起訴することも、その自由裁量に任かされたところである。そして後の場合にはできるだけ、起訴状において、その数本のうち何れの一本乃至数本を販売した事案を起訴したものであるかを明示特定することは、望ましいことではあるが、これ を明示、特定しなかつたからといつて、直に起訴状の訴因が不特定で違法であると いうことはできない。何となれば被告人のわいせつ図画販売の事実は、その行われ た日時場所及び売渡された相手方が特定されているのであつて、被告人がその日時 場所でその相手方にわいせつ図画を販売した事実そのものは特定されているからで ある。そしてこの事は、右の如き起訴状に基き判決する場合に、罪となるべき事実を判示するに当つても同様であつて、一回に数本のわいせつフィルムを一人の特定人に販売した場合に、その特定の日時場所においてその特定人にわいせつフィルム 一本を販売した旨判示し、その一本が数本のうちの何れの一本かを特定しなかつた からといつて、直にその原判決は、被告人の犯罪事実を確定していないものとして 審理不尽の違法があるということはできない。そして原判決挙示の証拠(但し、 D、E、F、Gの各司法警察員に対する供述調書は何れもその謄本)中押収にかか るフイルムを除くその余の証拠によつても、被告人は原判決別表 1 判示の日時場所において A に対し、男女性交等の場面を露骨詳細に撮影した八ミリ映画フイルム「旅の宿」と題するもの一巻及び「入刺」と題するもの一巻合計二巻を、Bに対し 同表2判示の日時場所において右同様のわいせつフィルム合計四巻をそれぞれ各判 示の価格で販売し、Cに対し同表12判示の日時場所で「高校二年生」と題するわ いせつフィルムー巻を判示価格で販売し、同時に被告人所有の「夜這」と題するわ いせつフィルム一巻を右C所有のわいせつ録音テープ二巻と交換し、Dに対し同表 3 判示の日時場所において前同様のフィルム合計三巻を、同表4判示の日時場所で 右同様のフィルム五巻を、同表10判示の日時場所で右同様のフィルム二巻をそれ ぞれ販売した事実が認められる。従つて原判決別表1、2、4、10、12の各事 実については、証拠上は被告人がわいせつフイルムニ巻乃至五巻を販売したものと 認められるに拘らず、本件起訴状は訴因として各一本を販売したものとして表示 し、原判決も各一本を販売したものと認定していることは所論のとおりであるが、 被告人が右別表1、2、4、10、12判示の日時に、同判示のA外四名の者に男 女性交の場面を露骨詳細に撮影したわいせつフイルムをそれぞれ販売したとのわい せつ図画販売の事実自体は特定されていることは前に説示したとおりであつて、原

判決も右特定のわいせつ図画の販売を被告人の罪となるべき事実として判示しているのであるから本件起訴状の訴因が不特定で違法であるとの所論、及び原判決は罪となるべき事実を確定せず審理不尽の違法があるとの所論はともに採用できない。 (その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 岩田誠 判事 飯守重任 判事 赤塔政夫)